

聖 監 第 3 4 号
令和 4 年 9 月 1 2 日

聖籠町上下水道事業
聖籠町長 西脇 道夫 様

聖籠町代表監査委員 二宮 秀男
聖籠町監査委員 田中 智之

令和 3 年度聖籠町下水道事業会計決算の審査意見書の提出について

地方公営企業法第 3 0 条第 2 項の規定により、審査に付された決算書について、別紙のとおり意見書を提出いたします。

令和3年度聖籠町下水道事業会計決算の審査意見書

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された令和3年度聖籠町下水道事業会計決算書について、関係諸帳簿、証書類を審査した結果、次のとおり意見を付する。

記

- 1 審査の期日 令和4年7月21日（木）
- 2 審査の対象 令和3年度聖籠町下水道事業会計決算書、諸帳簿及び証書類
- 3 監査委員の氏名 聖籠町代表監査委員 二宮 秀男
聖籠町監査委員 田中 智之

総括的意見

地方公営企業法に基づく決算審査にあたり、関係諸帳簿、証書類を照査すると共に、担当課長から詳細な説明を受け、慎重に審査を実施した結果、係数的に差異はなく、決算書等関係書類も正確に調整されており特筆すべき違法性や不適當な点は見受けられなかった。

従って、令和3年度聖籠町下水道事業会計決算書は適正なものと認めます。

なお、以下の事項について留意されたい。

1 接続率について

接続率は第5次聖籠町総合計画における令和7年度（第5次計画の前期最終年度2025年度）目標である91%に対し90.1%に達しており、前年度対比0.2ポイント上昇している。しかしこれは、主に新築住宅等の増加によるところが大きいため、従来からの未接続世帯は依然として464戸存在する。また、事業所などで合併浄化槽からの切り替えも進んでいない状況となっている。

未接続世帯のうち半数以上は汲み取り式のトイレを使っている。下水道接続切替には多額の改修費がかかるため、接続への理解と協力が得られるよう制度

資金等による優遇を関係部署と協議されたい。

2 財政の健全化について

令和3年度純利益は50,579千円で前年度より34,221千円増の黒字決算で、営業損失も8,507千円減少し、経常利益は34,336千円増加している。

企業債の償還は元利合計502,908千円で、前年度対比4,968千円増加しており、資本費平準化債の借入により企業債償還額の最大期は続いている。

一般会計からの繰入金においては、3条予算営業収益における一般会計負担金（雨水負担金）4,364千円と前年度対比1,069千円少なくなっており、営業外収益における一般会計負担金251,868千円と前年度対比8,189千円少なくなっている。

4条予算においては一般会計負担金として40,000千円を繰入れ、企業債元金償還の一部に充当しており、出資金として23,768千円を繰入れ、汚水柵設置工事等を行っている。

一方、未処理欠損金は410,574千円で黒字決算が続いているため、僅かであるが減少している。

また、内部留保金は102,694千円で資本的収支の資金不足が減少し、純利益が前年度対比34,221千円上回ったため3,514千円の増加となっている。

このように財政支援を受け留保金が増加に転じたが、本業である営業利益の増益に努め、負担金・出資金を減少させる経営に努められたい。

3 事務事業の効率化について

処理水量、有収水量共に増加しているが、使用料の不能欠損も多くなっている。未納者の内、学生等の割合が増加している現状であり、何らかの対策を講じられたい。

また、汚水処理原価と使用料単価の価格差は前年度対比3.02円縮小しているものの277円の開きがあり、さらなる経営努力による価格差の縮小に努められたい。

下水道事業運営は下水道事業経営戦略に基づいているが、令和3年度からは第5次聖籠町総合計画が実施されていることから、整合性のある戦略とし持続可能な事業運営に努められたい。